

夜間対応型訪問介護 自己点検表 (「従業員の勤務実績表」含む)

事業所名			
点検者職・氏名			
点検年月日	年	月	日

- 各項目を確認書類等により点検し、確認事項の内容を満たしているものには「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。
 ○該当しない項目については未記入のままにしてください。
 ○根拠条文の「基準」は、「新潟市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」を指します。

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
I 基本方針等					
1	基本方針	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行っていますか。	基準第46条 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	指定夜間対応型訪問介護	提供する時間帯は、22時から6時までの間は最低限含んでいますか。なお、8時から18時までの間の時間帯を含むことは認められません。 → 提供する時間帯を記載してください。 () 時から () 時まで	基準第47条 ・運営規程 ・利用者名簿	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 人員基準					
3	訪問介護員等の員数	提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たるオペレーターを1名以上及び利用者の面接その他の業務を行う面接相談員を1名以上配置していますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。また、面接相談員は、オペレーターが従事することも差し支えない。) →下記の数値を記載してください。 オペレーターの人数 () 人 面接相談員の人数 () 人 (うち、オペレーターが従事している人数 人) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上ですか。 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、提供時間帯を通じて専ら1名以上配置していますか。(ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。) オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、準看護師、社会福祉士又は介護支援専門員ですか。 なお、3年以上のサービス提供責任者の経験者をもって充てる場合は、前記の有資格者との連携方法を記載してください。 →連携方法を記載してください。 ()	基準第48条 ・従業者に関する名簿 ・従業員勤務体制一覧表 ・従業員の資格証等写し ・職務分担表 ・従業員の雇用契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
4	管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。	基準第49条	・従業員勤務体制一覧表 ・職務分担表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該事業所内で他職務と兼務している場合はその職種名 （ ） ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職務名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名：（ ） 職務名：（ ） 勤務時間：（ ）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
（注）「従業員の勤務実績表(実地指導月の前々月分)：別シート」を添付してください。なお、同表の注意事項を精読されたうえで作成をお願いいたします。						
Ⅲ 設備基準						
5	設備及び備品等	オペレーションセンターには、利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器及び随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を備えていますか。	基準第50条	・備品台帳 ・利用者との契約書 ・平面図	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者に対して、適切にオペレーションセンターに通報できる端末機器を配布していますか。 →なお、配布しないこともできますが、その場合には、利用者との通信方法を記載してください。 （ ）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Ⅳ 運営基準						
6	内容及び手続きの説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	基準第10条	・重要事項説明書 ・利用申込書 ・同意に関する記録 ・利用者との契約書 ・パンフレット等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準第11条	・要介護度の分布がわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	基準第12条	・サービス担当者会議の要点 ・情報提供に関する記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	受給資格等の確認	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	基準第13条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	要介護認定の申請に係る援助	要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	基準第14条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第15条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	居宅介護支援事業者等との連携	サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	基準第16条	・利用者の個別記録 ・指導、連絡等の記録 ・終了に際しての注意書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
13	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	基準第17条	・利用者との契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準第18条	・居宅サービス計画書 ・夜間対応型訪問介護計画書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	居宅サービス計画等の変更の援助 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行っていますか。	基準第19条	・利用者の個別記録 ・居宅サービス計画書 ・サービス担当者会議の要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	身分を証する書類の携行 従業者に身分証を携行させ、面接時、初回訪問時及び求めに応じて提示するよう指導していますか。	基準第20条	・身分を証する書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	サービスの提供の記録 提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。	基準第21条	・サービス実施票控 ・業務日誌 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	利用料等の受領 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の利用料と、地域密着型サービス費用基準額との間に不合理な差額を設けていませんか。 通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用を徴収していませんか。	基準第22条	・運営規程 ・サービス実施票控 ・領収書控 ・重要事項説明書 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19	保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスではない、夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。	基準第23条	・サービス提供証明書控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行うとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行っていますか。	基準第51条	・夜間対応型訪問介護計画書 ・利用者の個別記録 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っていますか。 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び援助を行っていますか。 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っていますか。 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 介護技術の進歩に対応した適切な介護サービスを提供していますか。 従業者は、利用者からの連絡内容及び利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じていますか。	基準第52条	・夜間対応型訪問介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・利用者の個別記録 ・運営規程 ・合鍵の預かり及び紛失対応書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	
	利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
22	夜間対応型訪問介護計画の作成	オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置していない場合は訪問介護員等）は、夜間対応型訪問介護計画を作成していますか。	基準第53条	・夜間対応型訪問介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・利用者の個別記録 ・サービス担当者会議の要点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		夜間対応型訪問介護計画は居宅サービス計画に沿った内容となっていますか。また、必要に応じて変更していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		夜間対応型訪問介護計画の内容について利用者又はその家族に説明を行い、利用者から同意を得ていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		夜間対応型訪問介護計画に沿っているか実施状況の把握し、訪問介護員等へ助言・指導等の管理を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業所から夜間対応型訪問介護計画の提供の依頼があった際には協力していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	同居家族に対するサービス提供の禁止	訪問介護員等が同居家族に対して夜間対応型訪問介護を提供していませんか。	基準第28条	・利用者の個別記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	利用者に関する市への通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させたと認められるときは、その旨を市に通知していますか。	基準第29条	・市に送付した通知に係る記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、その旨を市に通知していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	基準第54条	・緊急連絡体制表 ・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	管理者等の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の管理を一元的に行っていますか。	基準第55条	・組織図、組織規程 ・業務分担表 ・業務日誌	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		介護従業者に必要な指揮命令を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		オペレーションセンター従業者は、利用申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・緊急時等における対応方法 ・合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ・その他運営に関する重要事項	基準第56条	・運営規程 ・重要事項説明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、勤務の体制を定めていますか。	基準第57条	・勤務体制一覧表 ・他の訪問介護事業所との契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
28 勤務体制の確保等	当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供していますか。(ただし、随時訪問サービスは、他の事業所との連携を図ることにより、効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、他の事業所の訪問介護員等に行わせることができる。)		・研修参加が分かる資料 ・就業規則	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29 衛生管理等	訪問介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	基準第34条	・就業規則 ・備品台帳	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準第35条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31 秘密保持等	従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	基準第36条	・就業規則 ・従業者の個人情報取扱誓約書 ・利用者の個人情報取扱同意書 ・重要事項説明書 ・運営規程	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32 広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	基準第37条	・パンフレット等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第38条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34 苦情処理	提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	基準第39条	・運営規程 ・苦情対応マニュアル ・苦情対応結果記録 ・市への報告記録 ・指導等に関する改善記録 ・国保連への報告記録 ・国保連からの指導に対する改善記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	市からの求めがあった場合には改善内容を市に報告していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
					適	不適
35	地域との連携	事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。	基準第58条		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。（過去に事故が発生していない場合、発生したときに備えて、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等への連絡や、必要な措置、事故の状況・処置について記録をする体制を整えていますか。） →事件事例の有無： 有 ・ 無	基準第41条	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程 ・事故対応マニュアル ・事故発生報告書 ・ヒヤリハット報告書 ・市への連絡記録 ・事故対応記録 ・損害賠償保険証 ・再発防止検討の記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。（賠償すべき事故が発生したことがない場合、損害賠償を速やかに行える体制を整えていますか。） →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。（過去に事故が生じていない場合、事故に備えて対策を講じていますか。）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	基準第42条	・会計関係書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第59条	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員名簿 ・備品台帳 ・夜間対応型訪問介護計画書 ・サービス実施票控 ・市への通知に係る記録 ・苦情対応結果記録 ・事故発生報告書 ・事故対応記録 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護計画 ・提供した具体的なサービスの内容等の記録 ・利用者に関する市への通知に係る記録 ・苦情の内容等の記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V 変更の届出等						
39		事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該夜間対応型訪問介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の名称及び所在地 ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ・申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ・事業所の平面図及び設備の概要 ・事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・夜間対応型訪問介護費の請求に関する事項 ・役員の氏名、生年月日及び住所 	介護保険法第78条の5	・届出書類の控	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果		
				適	不適	
VI 介護給付費関係						
40	基本的事項	指定夜間対応型訪問介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	平18厚告126号の一	・夜間対応型訪問介護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別表	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		指定夜間対応型訪問介護に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平18厚告126号の二		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平18厚告126号の三		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41	夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定していますか。 （Ⅰ）夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） ・基本夜間対応型訪問介護費 1月につき981単位 ・定期巡回サービス費 1回につき368単位 ・随時訪問サービス費（Ⅰ） 1回につき560単位 ・随時訪問サービス費（Ⅱ） 1回につき754単位 （Ⅱ）夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） 1月につき2,667単位	平18厚告126号 口注1 施設基準 二十七	・運営規程 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）	利用者に対して、オペレーションセンターに通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けられることができる体制を整備している場合に、981単位を算定していますか。	平18厚告263号 別表1		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43	定期巡回サービス費（1回につき）	利用者に対して、訪問介護員等が、定期巡回サービスを行った場合に、368単位を算定していますか。	平18厚告263号 別表2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44	随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき）	利用者に対して、訪問介護員等が、随時訪問サービスを行った場合に、560単位を算定していますか。	平18厚告263号 別表3		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
45	随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき）	次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て行った場合に、754単位を算定していますか。 ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③長期間（1月以上）にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合 ④その他利用者の状況等から判断して、①から③までのいずれかに準ずると認められる場合	平18厚告263号 別表4		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（※1）若しくは当該事業所と同一建物に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物の利用者（※2）に対し、当該サービスを提供した場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。	平18厚告126号 別表2 口注2		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
46 同一建物による減算	<p>※1 同一敷地内若しくは隣接する敷地内の建物とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指し、ここでいう建築物は以下の種類に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 <p>※2 同一建物に20人以上居住する建物とは、※1に該当するもの以外で上記に列記した養護老人ホーム等に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合を指し、1月間（暦月）の利用者数の平均を用いる。</p> <p>※3 この場合の利用者数とは、当該夜間対応型訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう（サービス提供契約はあるが、当該月において、夜間対応型訪問介護費の算定がなかった者を除く）</p>				
47 24時間通報対応加算	<p>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）について、別に厚生労働大臣が定める基準適合しているものとして市長に届け出た事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、1月につき610単位を所定単位数に加算していますか。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準</p> <ol style="list-style-type: none"> ①日中においてオペレーションセンターサービスを行うために必要な人員を確保していること。 ②利用者からの通報を受け、緊急の対応が必要と認められる場合に連携する指定訪問介護事業所に速やかに連絡する体制を確保し、必要に応じて指定訪問介護が実施されること。 ③利用者の日中における居宅サービスの利用状況等を把握していること。 ④利用者からの通報について、通報日時、通報内容、具体的対応の内容について記録を行っていること。 	<p>平18厚告126号別表2口注3</p> <p>基準告示四十九</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員勤務表 ・利用者の数がわかる書類 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、算定していませんか。</p>	<p>平18厚告126号別表2口注4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護計画書 ・居宅サービス計画書 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49 二以上の事業所からのサービス提供	<p>利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けている間は、他の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費は算定していませんか。</p>	<p>平18厚告126号別表2口注5</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）については1回につき、サービス提供体制強化加算（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる所定単位数を加算していますか。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18単位 （2）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12単位 （3）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ 126単位 （4）サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ 84単位 	<p>平18厚告126号別表2ハ</p> <p>基準告示五十</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の個別研修計画 ・常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均の記録 ・事業所での情報伝達、技術指導等の会議記録 ・従業員の健康診断実施記録 ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証写し 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	<p>夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定していること。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※いずれにも適合すること	<p>指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）口	夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※いずれにも適合すること	指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ	夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※いずれにも適合すること	指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※いずれにも適合すること	指定夜間対応型訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修終了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
62 介護職員処遇改善加算	<p>介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合には、次に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間に次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。</p> <p>（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次の①、②、③、④に適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の86に相当する単位数</p> <p>（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 次の①、⑤に適合し、かつ②又は③のいずれかに適合している場合 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の1000分の48に相当する単位数</p> <p>（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 次の①に適合し、かつ②、③、⑤のいずれかに適合している場合 （2）により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） 次の①に適合している場合 （2）により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	平18厚告126号別表2二	・介護職員処遇改善加算届出書等 ・キャリアパス要件を確認できる書類（任用等の要件を定めている等の資料、資質向上の研修の実施状況が分かる資料、賃金改善以外の処遇改善実績が分かる資料等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	確認書類等	点検結果	
				適	不適
①	介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所において、上記の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市長に届け出ていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	当該事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	労働保険料の納付が適正に行われていること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	(1) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	(2) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 A 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 B Aについて、全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	平成27年4月から①の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	平成20年10月から①の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

